

平成 25 年 5 月

# 全 員 協 議 会 資 料

案件名

1 談合問題にかかる総括について

・・・ 総 務 部

## 談合問題にかかる総括について

### 1 談合事件の総括について

大林組・浅沼組共同企業体（JV）が第2清掃工場（現東部清掃工場）建設工事を落札するにあたっては、株式会社大林組、株式会社浅沼組、鹿島建設株式会社及び佐藤工業株式会社の各談合担当者により、順次、同JVの受注に向けた話し合いが行われており、かかる話し合いは、刑法第96条の3第2項所定の『談合』に該当すると認定されており、第2清掃工場建設工事に関し業者間の談合が行われたことは重く受け止める必要がある。

しかし、この談合事件に関係して本市職員の逮捕・起訴といったことはなく、また、この談合事件に関与したとして刑事責任が問われた、事務方のトップであった小堀隆恒前副市長についても無罪判決が確定したことは、行政側の事務執行上のプロセスに談合がはいり込んでいなかったものといえる。

一方で、中司宏前市長については、「前市長が参加して株式会社大林組による本件工事の受注を容認する発言をしたメトロ会談が本件談合に及ぼした影響はかなり大きなものがあった。」、「市政の最高責任者としては、その職務上、当該不正行為（談合）を極めて容易に阻止しうる立場にあったといえ、このような行動を行わなかったこともまた、本件談合の成立推進に大きく寄与した。」等が認定され、談合の共謀共同正犯として有罪判決（懲役1年6月、執行猶予3年）を受けており、このことは、市長としての職務執行のあり方が問われたものと考えられる。

また、この談合により本市が被った損害（民事訴訟法第248条による相当な損害額）は、本件契約の請負代金額の約5%に相当する3億円であると認めるのが相当であるとされたが、一方で、大林組・浅沼組共同企業体（JV）が、本件契約書第47条第1項に基づき、本市に対し、賠償金として5億8380万円を支払済みであることから、本市の損害は全額填補されているとされた。

このように、談合による本市の損害は全額填補されているとされたものの、第2清掃工場建設工事において談合が行われ、この談合によって本市に損害が生じたことを重く受け止め、今後も、本市の事務事業の執行に談合が入り込まないように、さらには、談合自体が行われないよう、一層の取組みを進めていく必要がある。

## 2 前市長に係る退職手当の返納について

市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例（平成19年枚方市条例第29号）第3条等においては、「在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合において、当該在職期間について支給した退職手当の全額を返納させることができる」とされていることから、前市長に退職手当の返納を求めるに当たっては、『在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたかどうか』の判断を行う必要がある。

前市長の刑事裁判の判決内容に鑑みると、退職手当2期目分に関しては、「平成11年12月末ころに、前市長らが行ったメトロ会談がこの談合事件の端緒となっていること」が認められており、また、3期目分に関しては、「前市長等が共謀の上、平成17年10月20日ころから同年11月10日ころまでの間、大阪府下又はその周辺において、大林・浅沼共同企業体（JV）に第2清掃工場建設工事を落札させることで合意し、入札の公正な価格を害する目的で談合したものであること」が認められていることから、在職期間中の行為に係る刑事事件に該当するものとして、前市長に対して、2期目分及び3期目分の退職手当の返納を求めていく必要があると判断する。

## 3 今後の取り組みについて

第2清掃工場建設工事において談合が行われたことは事実であり、このことについては真摯に受け止める必要があり、今後も、外部有識者からの提言に基づき構築した談合防止対策を着実に実行し、さらには、外部からの不当な働きかけに対して、毅然たる姿勢で対処することができる、「人づくり」・「組織づくり」を進め、公正で清潔な市政の推進に向け、あらゆる努力を払うことにより、市民の信託にこたえていく。

案件 1

資 料 関 係

## 資料番号

### 1 談合事件の総括関係

- (1) 第2清掃工場建設工事に係る談合事件の経過及び市議会への説明  
状況・・・P1～P3
- (2) これまでの談合防止に向けた市の取り組み・・・P5～P17
- (3) 裁判における事実認定の要旨・・・P19～P22

### 2 前市長に係る退職手当の返納関係

- (1) 前市長の退職手当の返納について・・・P23～P24
- (2) 関係規定・・・P25

**第 2 清掃工場建設工事に係る談合事件の経過及び市議会への説明状況**

平成 19 年

- 5月29日 大林組顧問、浅沼組常務執行役員、国土建設社長及び大阪府警捜査二課警部補ら計6人を競売入札妨害(談合)容疑で逮捕  
※ 枚方市役所に対して強制捜査
- 5月31日 小堀隆恒副市長を競売入札妨害(談合)容疑で逮捕
- 6月1日 大林組下請け会社の羽衣組社長を競売入札妨害(談合)容疑で逮捕  
総務委員協議会開催(現状報告)
- 6月4日 初田豊三郎大阪府議会議員(元枚方市議会議員)、大林組元顧問を競売入札妨害(談合)容疑で逮捕
- 6月7日 全員協議会開催 「談合被疑にかかる経過報告について」
- 6月18日 大林組顧問、大阪府警捜査二課警部補を競売入札妨害(談合)罪で起訴
- 6月21日 小堀隆恒副市長を競売入札妨害(談合)罪で起訴  
全員協議会開催 「談合被疑事件について」
- 6月22日 初田豊三郎大阪府議を競売入札妨害(談合)罪で起訴し、収賄容疑で再逮捕  
※ 枚方市役所に対して強制捜査
- 7月13日 初田豊三郎大阪府議を収賄罪で、大林組顧問を贈賄罪で追起訴
- 7月17日 第2清掃工場建設工事に関する調査委員会(外部有識者)を設置
- 7月19日 第2清掃工場建設検証委員会(庁内委員会)を設置
- 7月31日 中司宏市長を競売入札妨害(談合)容疑で逮捕  
元大阪府警捜査二課警部補を収賄容疑で、大林組元顧問を贈賄容疑で再逮捕  
国土建設社長らを収賄の共犯容疑で逮捕  
※ 枚方市役所に対して強制捜査
- 8月20日 中司宏市長を競売入札妨害(談合)罪で起訴  
元大阪府警捜査二課警部補を収賄罪で、大林組元顧問を贈賄罪で追起訴
- 8月21日 中司宏市長が辞職願を提出(9月10日付辞職)
- 9月10日 住民監査請求(地方自治法第242条第1項の規定に基づく職員措置請求)提起①
- 9月13日 住民監査請求(地方自治法第242条第1項の規定に基づく職員措置請求)提起②
- 9月23日 竹内脩市長、就任
- 10月22日 「第2清掃工場建設工事に関する調査委員会」を「第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止対策委員会」(外部有識者)に組織改編

「第2清掃工場建設検証委員会」を「談合防止対策等検討委員会」（庁内委員会）に組織改編

- 10月29日 全員協議会開催 「第2清掃工場建設工事に関する調査委員会等について」
- 11月5日 小堀隆恒副市長が辞職願を提出（11月5日付辞職）
- 11月7日 住民監査請求①への監査結果通知（請求棄却）
- 11月9日 住民監査請求②への監査結果通知（請求棄却）
- 12月6日 住民訴訟提起〔住民監査請求①②関係〕〔大阪地方裁判所〕
- 12月10日 住民監査請求（地方自治法第242条第1項の規定に基づく職員措置請求）  
③提起

平成20年

- 1月11日 元大林組顧問の判決〔大阪地方裁判所〕
  - ・懲役2年6カ月執行猶予4年（求刑：懲役2年6カ月）：確定
  - ※ 談合、贈賄
  - ・懲役1年執行猶予3年（求刑：懲役1年）：確定
  - ※ 談合
- 1月16日 元大阪府警捜査二課警部補の判決〔大阪地方裁判所〕
  - 懲役2年6カ月 追徴金1千万円（求刑：懲役4年、追徴金1千万円）
  - ※ 談合、収賄
- 1月24日 元大阪府警捜査二課警部補 大阪高等裁判所に控訴
- 2月4日 住民監査請求③への監査結果通知（請求棄却）
- 2月5日 大林・浅沼共同企業体（JV）が、賠償金5億8,380万円（契約金額の1割）を枚方市に納付
- 2月25日 第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止委員会（外部有識者）から、「これまでの検証結果」を市長に報告
- 2月27日 全員協議会開催 「枚方市東部清掃工場（仮称第2清掃工場）建設工事に関する調査・談合防止対策について」
- 2月29日 住民訴訟提起〔住民監査請求③関係〕〔大阪地方裁判所〕
- 4月10日 談合防止対策等検討委員会（庁内委員会）から、「談合防止対策の構築に向けた取り組みについて」を市長に報告
- 7月23日 元大阪府警捜査二課警部補の控訴審判決〔大阪高等裁判所〕
  - 懲役2年2か月追徴金1千万円〔上告〕
- 9月17日 全員協議会開催 「談合防止対策の構築に向けた取り組みの進捗状況について」、「仮称第2清掃工場建設に伴う建築・土木設計委託の調査及び回答について」
- 12月10日 元大阪府警捜査二課警部補 上告棄却決定  
控訴審判決（懲役2年2か月追徴金1千万円）確定

平成21年

2月25日 全員協議会開催 「談合防止対策の構築に向けた取り組みの進捗状況について」

4月27日 小堀隆恒前副市長判決〔大阪地方裁判所〕  
無罪〔5月12日に確定〕

4月28日 中司宏前市長及び初田豊三郎元大阪府議判決〔大阪地方裁判所〕  
前市長 懲役1年6か月 執行猶予3年〔即日控訴〕  
※ 談合  
元大阪府議 懲役3年6か月 追徴金3千万円〔即日控訴〕  
※ 談合、収賄

6月15日 全員協議会開催 「(仮称)枚方市立中央図書館改修工事請負契約に係る談合情報への対応について」、「前副市長の刑事事件の判決について」

9月14日 初田豊三郎元大阪府議 控訴取下げ：大阪地裁判決確定

平成22年

11月18日 中司宏前市長控訴審判決〔大阪高等裁判所〕  
控訴棄却〔即日上告〕

平成24年

3月28日 住民訴訟 判決〔大阪地方裁判所〕  
原告の請求棄却〔原告控訴〕

平成25年



















2月 4日 中司宏前市長上告審決定〔最高裁判所〕  
上告棄却  
※ 第1審、控訴審判決(懲役1年6か月、執行猶予3年)確定







3月 8日 住民訴訟 判決〔大阪高等裁判所〕  
原告の控訴棄却  
※ 第1審判決(原告の請求棄却)確定〔3月22日〕


















## 談合防止対策の構築に向けた取り組み一覧表

外部委員会の 提言内容	改善策の内容	担当部署	進捗状況
1. 審議会等 の設置関係	(1)①審議会等委員の選任区分を審議する 仕組みの確立	行政経営改革課、 人事課、法制室	H20. 11完了
2. 事業費の 積算等関係	(1)①建築工事の積算における国・府から の支援等の活用調査	施設整備室	継続実施
	(1)②公共建築工事に係る積算基準の作成 と主要な設計単価の市内統一化		H20. 4完了
	(1)③地域性・緊急性を考慮した単価調査		継続実施
	(1)④事業部門・予算部門における技術的 視点等に基づく協議を経た予算額の設 定手法の検討	財政課、施設整備 室	継続実施
	(2)①公共施設の整備体制（組織）の見直 し	行政経営改革課	H20. 4完了
3. 契約事務 の取組み関 係	(1)①捜査機関への通報のマニュアル化	総合契約検査室	H20. 9完了
	(1)②談合情報対応マニュアルの検証		H20. 9完了
	(1)③入札方式の決定過程について客観的 判断に基づいた規程等、外部からも検証 できる仕組みの確立		H21. 3完了
	(1)④大型工事等における入札不調後の対 応の仕組みの確立		H20. 9完了
	(2)①入札方式の研究・検討		継続実施
	(2)②入札参加資格の設定を同規模事業や 他市事例との比較検証する仕組みの確 立		H21. 3完了
	(2)③設計図書の販売、配布方法の見直し		H20. 9完了
	(3)①入札監視員会議の取り扱う対象の検 討		H20. 9完了
	(4)①予定価格の事前公表の検証		H20. 9完了
	(5)①賠償金の率の引き上げ		H20. 9完了
(5)②入札参加資格の停止期間の見直し	H20. 9完了		
4. 情報公開 とコンプラ イアンス関 係	(1)①審議会等の議事録の公開に関するル ールの整備	法制室、コンプラ イアンス推進課	H20. 11完了
	(2)①内部通報処理のシステムの構築	コンプライアンス 推進課	H21. 3完了
	(2)②コンプライアンス意識の向上を図る ための職員研修の実施		H20. 9完了
	(2)③コンプライアンス体制に向けた組織 の新設	行政経営改革課	H20. 4完了
	(2)④ホームページ、広報等を通じた法令 遵守に対する市の意思の表明	コンプライアンス 推進課	継続実施


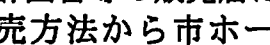
項目	外部委員会からの提言内容	改善策の内容／担当課／実施時期	進捗状況																		
1. 審議会等の設置について	<p>(1) 審議会等の設置に際しては、その設置段階において、設置目的を達成する観点から、実質的・専門的な審議ができるように、審議する内容や委員構成などについて十分に検討する必要がある。</p>	<p>①【審議会等委員の選任区分を十分に審議する仕組みの確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会等の設置における委員選任の意思決定手続きとして、関係課間で十分に審議した上で決定する仕組みを確立する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="519 705 953 1104"> <tr> <td data-bbox="519 705 588 869">担当課</td> <td colspan="4" data-bbox="588 705 953 869">行政経営改革課 人事課 法制室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="519 869 588 1104" rowspan="3">実施時期</td> <td data-bbox="588 869 678 965">H20年 4月</td> <td data-bbox="678 869 769 965">H21年 9月</td> <td data-bbox="769 869 860 965">H21年 3月</td> <td data-bbox="860 869 953 965"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 965 678 1039"></td> <td data-bbox="678 965 769 1039"></td> <td data-bbox="769 965 860 1039"></td> <td data-bbox="860 965 953 1039"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="588 1039 953 1104">完了</td> </tr> </table>	担当課	行政経営改革課 人事課 法制室				実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月						完了				<p>現行の審議会等の委員等の選任手続の検証を行い、審議会等の設置に先立ち、委員の選任区分について審議する仕組みを加味した選任手続に係るフロー図を整理した。</p> <p>このフロー図に則して、審議会等の委員等の選任手続を法規レベルに引き上げることにより、委員の選任手続に関する全庁的な認識をより一層高めるため、平成20年11月に「枚方市審議会の委員等の選任に関する規程」（平成24年7月に「枚方市附属機関等の設置等に関する規程」に改正）を定めた。</p>
担当課	行政経営改革課 人事課 法制室																				
実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月																		
																					
	完了																				
2. 事業費の積算等について	<p>(1) 建築工事に係る事業費の積算を適正に行うために、枚方市における建築工事の積算基準や、市場単価と連携した主要な設計単価の統一化について検討を行う必要がある。</p> <p>また、清掃工場建設工事のような特殊工事については、効果的な事業費の積算を行うために、国・府などからの技術的な支援を受けることを検討する必要がある。</p> <p>なお、予算化にあたっては、建築部門と財政部門が協力して、適正な予算計上できる仕組みを検討する必要がある。</p>	<p>①【建築工事の積算における国・府等からの支援等の活用調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊な建築工事の積算について、国・府等の支援や民間マネージメントコンサルティングの実績等の活用を調査・研究する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="519 1727 953 2085"> <tr> <td data-bbox="519 1727 588 1839">担当課</td> <td colspan="4" data-bbox="588 1727 953 1839">施設整備室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="519 1839 588 2085" rowspan="3">実施時期</td> <td data-bbox="588 1839 678 1935">H20年 4月</td> <td data-bbox="678 1839 769 1935">H21年 9月</td> <td data-bbox="769 1839 860 1935">H21年 3月</td> <td data-bbox="860 1839 953 1935"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 1935 678 2009"></td> <td data-bbox="678 1935 769 2009"></td> <td data-bbox="769 1935 860 2009"></td> <td data-bbox="860 1935 953 2009"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="588 2009 953 2085">継続実施</td> </tr> </table>	担当課	施設整備室				実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月						継続実施				<p>建築工事の積算における国・府からの支援については、補助金・交付金等の対象事業について、整備計画等の資料を提出する時点で引続き技術的な指導を求めていく。今後も継続的に、より適切な積算を行うため、他の自治体の積算事例の調査や民間マネージメントコンサルティングの実績等について情報収集に努める。</p>
担当課	施設整備室																				
実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月																		
																					
	継続実施																				

項目	外部委員会からの提 言内容	改善策の内容／担当課／実 施時期	進捗状況																				
		<p>②【公共建築工事に係る積算基準及び主要な設計単価の庁内統一化】</p> <p>・公共建築工事に係る主要な設計単価について、関係各課と協議し庁内の統一化を図り、適正な工事の積算に必要な事項を定めた公共建築工事積算基準を作成する。</p> <table border="1" data-bbox="545 904 958 1256"> <tr> <td data-bbox="545 904 613 1016">担当課</td> <td colspan="4" data-bbox="613 904 958 1016">施設整備室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="545 1016 613 1128">実施時期</td> <td data-bbox="613 1016 702 1128">H20年 4月</td> <td data-bbox="702 1016 791 1128">H21年 9月</td> <td data-bbox="791 1016 881 1128">H21年 3月</td> <td data-bbox="881 1016 958 1128"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="545 1128 613 1196">実施時期</td> <td colspan="4" data-bbox="613 1128 958 1196">  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="545 1196 613 1256">実施時期</td> <td colspan="4" data-bbox="613 1196 958 1256">完了</td> </tr> </table>	担当課	施設整備室				実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月		実施時期					実施時期	完了				<p>枚方市発注のすべての建築工事に適用する枚方市公共建築工事積算基準及び枚方市公共建築工事共通費積算基準の策定を完了した。</p>
担当課	施設整備室																						
実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月																				
実施時期																							
実施時期	完了																						
		<p>③【地域性・緊急性を考慮した単価の調査】</p> <p>・公共建築工事に係る主要な設計単価については、市場単価の動向を調査し、地域性・緊急性等を考慮しながら、適切に設定できるよう検討する。</p> <table border="1" data-bbox="545 1733 958 2087"> <tr> <td data-bbox="545 1733 613 1845">担当課</td> <td colspan="4" data-bbox="613 1733 958 1845">施設整備室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="545 1845 613 1957">実施時期</td> <td data-bbox="613 1845 702 1957">H20年 4月</td> <td data-bbox="702 1845 791 1957">H21年 9月</td> <td data-bbox="791 1845 881 1957">H21年 3月</td> <td data-bbox="881 1845 958 1957"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="545 1957 613 2024">実施時期</td> <td colspan="4" data-bbox="613 1957 958 2024">  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="545 2024 613 2087">実施時期</td> <td colspan="4" data-bbox="613 2024 958 2087">継続実施</td> </tr> </table>	担当課	施設整備室				実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月		実施時期					実施時期	継続実施				<p>建築工事における工事積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定めた国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準単価積算基準を基に、枚方市の運用指針の策定を行うとともに、主要な設計単価については、関係する部署で検討した。</p> <p>現在、枚方市公共建築工事標準単価積算基準及び同運用を策定し、運用している。</p>
担当課	施設整備室																						
実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月																				
実施時期																							
実施時期	継続実施																						

項目	外部委員会からの提 言内容	改善策の内容／担当課／実 施時期	進捗状況																		
		<p>④【事業部門と予算部門において、技術的視点等に基づく協議を行い、予算額を設定する手法の検討】</p> <p>・事業内容について、予算担当部門に対し技術的視点等に基づいた説明を行う仕組みの構築に向けて、当面、施設の修繕・改修工事等を計画的に推進するため、短期修繕計画及び中長期保全計画を順次作成し、両部門の意思疎通の強化を図る。</p> <table border="1" data-bbox="528 1070 970 1429"> <tr> <td data-bbox="528 1070 600 1182">担当課</td> <td colspan="4" data-bbox="600 1070 970 1182">財政課 施設整備室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1182 600 1429" rowspan="3">実施時期</td> <td data-bbox="600 1182 687 1283">H20年 4月</td> <td data-bbox="687 1182 775 1283">H21年 9月</td> <td data-bbox="775 1182 863 1283">H21年 3月</td> <td data-bbox="863 1182 970 1283"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 1283 687 1361"></td> <td data-bbox="687 1283 775 1361"></td> <td data-bbox="775 1283 863 1361"></td> <td data-bbox="863 1283 970 1361"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="600 1361 970 1429">継続実施</td> </tr> </table>	担当課	財政課 施設整備室				実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月						継続実施				<p>平成20年度の予算査定から、維持補修工事について技術的視点等に基づく協議を実施できるフレームを構築した。当該フレームに基づき事業部門と予算部門の協議を継続実施している。</p> <p>また、両部門の意思疎通を強化するため、平成21年度から市庁舎や生涯学習市民センター等、主に不特定多数が利用する施設から順次、短期修繕計画及び中長期保全計画の作成に着手した。</p> <p>平成23年4月に「枚方市市有建築物保全計画」を策定し、同計画に基づく改修工事を平成23年度から実施している。</p>
担当課	財政課 施設整備室																				
実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月																		
																					
	継続実施																				
	<p>(2) 事業費の積算や工事施行などの事務処理を効果的・効率的に行うために、建築工事に関する知識やノウハウを共有し有効活用を図るといった観点から、組織を見直すなど体制を整備する必要がある。</p>	<p>①【公共施設の整備体制（組織）の見直し】</p> <p>・公共施設の整備に関する組織体制について見直す。</p> <table border="1" data-bbox="528 1720 970 2074"> <tr> <td data-bbox="528 1720 600 1832">担当課</td> <td colspan="4" data-bbox="600 1720 970 1832">行政経営改革課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1832 600 2074" rowspan="3">実施時期</td> <td data-bbox="600 1832 687 1933">H20年 4月</td> <td data-bbox="687 1832 775 1933">H21年 9月</td> <td data-bbox="775 1832 863 1933">H21年 3月</td> <td data-bbox="863 1832 970 1933"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 1933 687 2011"></td> <td data-bbox="687 1933 775 2011"></td> <td data-bbox="775 1933 863 2011"></td> <td data-bbox="863 1933 970 2011"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="600 2011 970 2074">完了</td> </tr> </table>	担当課	行政経営改革課				実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月						完了				<p>平成20年度の機構改革において、教育施設を含めた市有施設の建設、維持補修や事業費の積算、工事施工等の事務処理をより効果的かつ効率的に行うため、都市整備部建築課と教育委員会事務局管理部教育施設課との機能の集約を図り、公共施設部（施設整備室）を創設した。</p>
担当課	行政経営改革課																				
実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月																		
																					
	完了																				

項目	外部委員会からの提言内容	改善策の内容／担当課／実施時期	進捗状況
<p>3. 契約事務の取り組みについて</p>	<p>(1) 談合情報をより有効に取り扱うために、談合情報対応マニュアルの検証を行い、必要に応じて見直しを行う必要がある。                      なお、談合情報対応マニュアルへの追加を検討すべき対策としては、公正取引委員会・警察などの捜査機関への通報や、大型工事における入札不調時の対応に向けた事前検討、入札の決定までの過程が検証できる仕組みの確立などである。</p>	<p>①【捜査機関（公取・警察等）への通報（入札公告時に、談合情報の取り扱いを公表）】                      ・入札公告時における談合情報については、公正取引委員会や警察等の捜査機関へ通報することを談合情報対応マニュアルに定める。</p>	<p>平成8年度に策定した「枚方市談合情報対応マニュアル」について検証し、見直しを行った。                      談合情報の入手時における具体的な対応を明記するとともに、入手情報に対する捜査機関への通報対応では、公正取引委員会だけでなく、警察への通報も明記した。                      また、入札公告文に、談合等不正行爲が認められた場合には、公正取引委員会や警察へ通報することを明記した。</p>
		<p>担当課 総合契約検査室</p>	
		<p>実施時期 H20年 H21年 4月 9月 3月</p>	
		<p>完了</p>	
<p>②【談合情報対応マニュアルの検証】                      ・談合情報対応マニュアルの内容を再検証し、必要な見直しを行う。</p>	<p>国土交通省の「談合情報等対応マニュアル」を基準に置き、他市の内容も考へて、「枚方市談合情報対応マニュアル」の見直しを行った。                      談合情報の対応については、入札監視員への報告・意見聴取のほか、新たに談合情報対応緊急会議を設け、それぞれの意見を聞いた上で、財務部長が判断する内容を明記した。</p>		
<p>担当課 総合契約検査室</p>			
<p>実施時期 H20年 H21年 4月 9月 3月</p>			
<p>完了</p>			
















項目	外部委員会からの提 言内容	改善策の内容／担当課／実 施時期	進捗状況
		<p>③【入札方式の決定過程について、客観的判断に基づいた規程等、外部からも検証できる仕組みの確立(マニュアルの作成等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発注標準の再検証を行う。</li> <li>発注標準だけでは、定められない案件については、庁内委員会で検討を行うなど、ルールを確立し、外部からも検証できる仕組みを確立する。</li> </ul> <p>担当課 総合契約検査室</p> <p>実施時期 H20年 H21年 4月 9月 3月</p> <p>完了</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象工事、発注標準の位置付け及び入札不調時の取扱いを明確にするため、「枚方市制限付き一般競争入札実施要綱」を改正した。</li> <li>* 入札参加資格として対象工事等ごとに定めた発注標準表を規定</li> <li>* 予定価格1億5千万円以上の工事で発注標準表で定めがたい制限付き一般競争入札については、過去の同規模工事や他市事例等を比較・検証し、請負業者資格審査等委員会において決定することを明記</li> <li>* 入札不調時の再発注における意思決定の方法、プロセスを明記</li> <li>請負業者資格審査等委員会の担当事務として新たに発注、入札方式についての審査、及び入札不調時における発注内容の審査を追加した。</li> <li>予定価格130万円以上250万円未満の指名競争入札の一部について電子入札システムの拡大を図り、入札の透明性・競争性を高めた。</li> </ul>
		<p>④【大型工事等における入札不調後の対応を事前に検証する仕組みの確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一定規模の工事において入札不調があった場合は、今後も、公正取引委員会へ通報するとともに、警察機関への通報をルール化するなど、談合情報対応マニュアルに必要な手続きを明記する。</li> </ul> <p>担当課 総合契約検査室</p> <p>実施時期 H20年 H21年 4月 9月 3月</p> <p>完了</p>	<p>予定価格が原則1億5千万円以上の工事入札において、入札不調や不応札があった場合には、発注に係る書類等を確認の上で、公正取引委員会及び警察に通報すること、入札監視員に報告することを「枚方市談合情報対応マニュアル」に明記した。このような一定規模以上の工事において、入札不調時における捜査機関への通報を定めた調査事例はなかったが、新たな取り組みとしてマニュアルに明記した。</p>

項目	外部委員会からの提 言内容	改善策の内容／担当課／実 施時期	進 捗 状 況
	(2) 談合防止や、入札の公平性・競争性・透明性を高める観点から、新たな入札方式（発注方法を含む。）の研究や、入札方式を決定するための判断基準の作成について検討する必要がある。	<b>①【入札方式の研究】</b> ・総合評価方式について研究・検討を行う。	国土交通省のガイドライン・モデルに基づく「簡易型」を基準に試行するための実施要綱を新たに制定し、一部の建設工事について簡易型総合評価方式を試行的に実施した。 その検証・評価を踏まえ、対象工事の規模、技術的な工夫の余地の大小や施工の難易度など、様々な条件等に応じたより適切な入札方式について、今後も研究・検討を進める。
		担当課 総合契約検査室	
		実施時期 H20年 H21年 4月 9月 3月	
			
		継続実施	
		<b>②【入札参加資格の設定について、同規模事業や他市事例との比較により検証する仕組みの確立】</b> ・入札参加資格の設定方法について再検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	
担当課 総合契約検査室			
実施時期 H20年 H21年 4月 9月 3月			
			
完了			
<b>③【設計図書の販売や配布方法の見直し】</b> ・設計図書等の販売店による販売方法から市ホームページからダウンロードできる方法を検討し実施する。	現在、販売店で販売を行っている設計図書等について、入札の透明性の向上や事業者の利便性を図る観点から、A3サイズまでの設計図書等を電子入札システムからダウンロードできる方法を実施した。 なお、A3サイズを超える設計図書等は、ダウンロード後、再現した図面の信頼性を検証する必要があるため、引き続き検討を行うこととした。 その後、対応ソフトの整備やシステム改善を行い、平成22年度からは全ての設計図書等を電子入札システム等からダウンロード可能となった。		
担当課 総合契約検査室			
実施時期 H20年 H21年 4月 9月 3月			
完了			










項目	外部委員会からの提 言内容	改善策の内容／担当課／実 施時期	進捗状況																		
	<p>(3) 入札監視員会議における更なる実効性の確保といった観点から、審議案件の抽出方法や入札結果の監視方法などの検討を行う必要がある。</p>	<p>①【入札監視員会議の取り扱う対象の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取り扱う対象については、他市の事例等を調査した結果を、入札監視員会議に諮り、必要に応じて見直しを行う。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="534 878 963 1263"> <tr> <td data-bbox="534 878 598 1003">担当課</td> <td colspan="4" data-bbox="598 878 963 1003">総合契約検査室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1003 598 1263" rowspan="3">実施時期</td> <td data-bbox="598 1003 694 1102">H20年 4月</td> <td data-bbox="694 1003 790 1102">H21年 9月</td> <td data-bbox="790 1003 885 1102">H21年 3月</td> <td data-bbox="885 1003 963 1102"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 1102 694 1173">➡</td> <td data-bbox="694 1102 790 1173">➡</td> <td data-bbox="790 1102 885 1173"></td> <td data-bbox="885 1102 963 1173"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="598 1173 963 1263">完了</td> </tr> </table>	担当課	総合契約検査室				実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月		➡	➡			完了				<p>調査の結果、本市の入札監視員の職務内容には、他市では審査対象としていない談合情報や大型建設工事の入札方法等も審査の対象に含めることで、広範な入札監視業務を担任している。適正かつ公正な入札契約執行のさらなる向上を図るため、審査対象工事の範囲を現在の3000万円以上から、電子入札の適用範囲である250万円以上に範囲を広げ、より広範な審査を行うこととした。</p> <p>入札監視員数（3名）、会議の開催数（定例会年4回、臨時会は随時）は、他市の事例も参考にして、現行のとおりとした。</p>
担当課	総合契約検査室																				
実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月																		
	➡	➡																			
	完了																				
	<p>(4) 予定価格の事前公表について、談合防止や事業者からの不正な働きかけの防止といった観点からの検討を行う必要がある。</p>	<p>①【予定価格の事前公表の検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格の事前公表についてのメリット・デメリットの検証を行う。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="534 1653 963 2051"> <tr> <td data-bbox="534 1653 598 1778">担当課</td> <td colspan="4" data-bbox="598 1653 963 1778">総合契約検査室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1778 598 2051" rowspan="3">実施時期</td> <td data-bbox="598 1778 694 1877">H20年 4月</td> <td data-bbox="694 1778 790 1877">H21年 9月</td> <td data-bbox="790 1778 885 1877">H21年 3月</td> <td data-bbox="885 1778 963 1877"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 1877 694 1948">➡</td> <td data-bbox="694 1877 790 1948">➡</td> <td data-bbox="790 1877 885 1948"></td> <td data-bbox="885 1877 963 1948"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="598 1948 963 2051">完了</td> </tr> </table>	担当課	総合契約検査室				実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月		➡	➡			完了				<p>平成20年9月時点においては、予定価格等の事前公表については、「くじ引き」による落札の多発や応札者が積算を行わない可能性等の課題はあるが、職員等に対する不正な働きかけを防止する観点では大きな効果があったとした。</p> <p>その後の制度改正の検討や他市の動向等を踏まえた結果、平成24年度からは、制限付き一般競争入札で執行する予定価格が1億円以上の建設工事について、予定価格の「事後公表」を試行導入し、また、平成25年度からは、制限付き一般競争入札で予定価格が250万円以上1億円未満の建設工事の一部（2割）についても、予定価格の「事後公表」試行を拡大した。</p>
担当課	総合契約検査室																				
実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月																		
	➡	➡																			
	完了																				



項目	外部委員会からの提言内容	改善策の内容／担当課／実施時期	進捗状況																																				
	<p>(5) 談合を防止するため、賠償金の率の引き上げや、入札参加資格の停止期間の見直しなどのペナルティの強化を実施する必要がある。</p>	<p>①【賠償金の率の引き上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の率（契約金額の10分の1）からの引き上げを行う。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="550 869 962 1256"> <tr> <td data-bbox="550 869 613 994">担当課</td> <td colspan="4" data-bbox="617 869 962 994">総合契約検査室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1001 613 1256" rowspan="3">実施時期</td> <td data-bbox="617 1001 707 1093">H20年 4月</td> <td data-bbox="711 1001 801 1093">H21年 9月</td> <td data-bbox="805 1001 895 1093">H21年 3月</td> <td data-bbox="900 1001 962 1093"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="617 1099 707 1182">➡</td> <td data-bbox="711 1099 801 1182">➡</td> <td data-bbox="805 1099 895 1182"></td> <td data-bbox="900 1099 962 1182"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="617 1189 801 1256">完了</td> <td data-bbox="805 1189 895 1256"></td> <td data-bbox="900 1189 962 1256"></td> </tr> </table> <p>②【入札参加資格の停止期間の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賠償金の率の見直しと合わせて、検討を行い必要に応じて見直しを行う。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="550 1682 962 2092"> <tr> <td data-bbox="550 1682 613 1807">担当課</td> <td colspan="4" data-bbox="617 1682 962 1807">総合契約検査室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1814 613 2092" rowspan="3">実施時期</td> <td data-bbox="617 1814 707 1906">H20年 4月</td> <td data-bbox="711 1814 801 1906">H21年 9月</td> <td data-bbox="805 1814 895 1906">H21年 3月</td> <td data-bbox="900 1814 962 1906"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="617 1912 707 1995">➡</td> <td data-bbox="711 1912 801 1995">➡</td> <td data-bbox="805 1912 895 1995"></td> <td data-bbox="900 1912 962 1995"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="617 2002 801 2092">完了</td> <td data-bbox="805 2002 895 2092"></td> <td data-bbox="900 2002 962 2092"></td> </tr> </table>	担当課	総合契約検査室				実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月		➡	➡			完了				担当課	総合契約検査室				実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月		➡	➡			完了				<p>賠償金の率は、調査を行った市の半数以上が契約金額の10%を適用しており、また、談合による賠償率の判例でも5~10%程度が多い。しかしながら、本市では、この率を20%に引き上げた。この率の見直しにあわせて、現行の契約約款で定める賠償金請求の除外規定から「贈賄」規定を削除した。また、「市の契約解除」による違約金（10%）適用要件と談合による賠償金（20%）適用要件を分離・明確化し、関係条文も整理した。</p> <p>指名停止期間の最長を36月としている市は、調査の結果15市中、3市であったが、談合等の不正行為を抑止するため、「枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱」を改正し、贈賄、独占禁止法違反、談合に対する指名停止期間の上限を24月から36月に上げた。</p>
担当課	総合契約検査室																																						
実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月																																				
	➡	➡																																					
	完了																																						
担当課	総合契約検査室																																						
実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月																																				
	➡	➡																																					
	完了																																						

項目	外部委員会からの提 言内容	改善策の内容／担当課／実 施時期	進捗状況																				
<p>4. 情報公開とコンプライアンスについて</p>	<p>(1) 事務処理過程の 妥当性及び透明性を 確保するためには、 審議会等（庁内委員 会を含む。）の議事録 については、原則的 に公表する必要がある と考える。ただし、 そのことによって、 談合の端緒とならな いように十分に配慮 する必要がある。</p>	<p>①【審議会等（入札監視員会 議、請負業者資格審査等委員 会等）の議事録の公開の見直 し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公開の可否については、各 会議において判断される ものであるが、会議録公開 のルール化を整備する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="528 712 970 1077"> <tr> <td data-bbox="528 712 598 831">担当課</td> <td colspan="4" data-bbox="598 712 970 831">                     法制室 コンプライアンス推進課                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 831 598 927">実施時期</td> <td data-bbox="598 831 687 927">H20年 4月</td> <td data-bbox="687 831 783 927">H21年 9月</td> <td data-bbox="783 831 874 927">H21年 3月</td> <td data-bbox="874 831 970 927"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 927 598 1003"></td> <td data-bbox="598 927 687 1003"></td> <td data-bbox="687 927 783 1003"></td> <td data-bbox="783 927 874 1003"></td> <td data-bbox="874 927 970 1003"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1003 598 1077"></td> <td colspan="4" data-bbox="598 1003 970 1077">完了</td> </tr> </table>	担当課	法制室 コンプライアンス推進課				実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月								完了				<p>現行の会議の公開及び会議録の作成 に関する取決めについて検証を行い、 それらの取決めを含めた会議録の公 開に係るフロー図を整理した。 このフロー図に則して、会議録の公開 に係るルールを法規レベルに引き上 げることにより、会議録の公開に係る 全庁的な認識をより一層高めるとと もに、会議録の記載内容の平準化を図 るため、平成20年11月に「枚方市 審議会等の会議の公開等に関する規 程」を定めた。</p>
	担当課	法制室 コンプライアンス推進課																					
実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月																				
																							
	完了																						
	<p>(2) 更なる公正な職 務執行の確保に向け た取り組みを進める ため、コンプライア ンス体制の充実を図 るための組織を新た に設けるなど体制を 整備する必要がある。 また、職員のコン プライアンス意識の 向上を図るための職 員研修の実施や、 不正防止のための内 部通報システムの制 度化などが求められる。 さらに、これらの取 り組みを継続的なも のとするため、枚方 市におけるコンプラ イアンスの考え方や 取り組みを継続して 公表することが重要 である。</p>	<p>①【内部通報システムの制度 化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公益通報者保護法による内 部通報先の明確化を含め て、内部通報の処理の仕組 みを構築する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="528 1682 970 2083"> <tr> <td data-bbox="528 1682 598 1816">担当課</td> <td colspan="4" data-bbox="598 1682 970 1816">                     法制室 コンプライアンス推進課                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1816 598 1912">実施時期</td> <td data-bbox="598 1816 687 1912">H20年 4月</td> <td data-bbox="687 1816 783 1912">H21年 9月</td> <td data-bbox="783 1816 874 1912">H21年 3月</td> <td data-bbox="874 1816 970 1912"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1912 598 2011"></td> <td data-bbox="598 1912 687 2011"></td> <td data-bbox="687 1912 783 2011"></td> <td data-bbox="783 1912 874 2011"></td> <td data-bbox="874 1912 970 2011"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 2011 598 2083"></td> <td colspan="4" data-bbox="598 2011 970 2083">完了</td> </tr> </table>	担当課	法制室 コンプライアンス推進課				実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月								完了				<p>公益通報者保護法に基づく内部通報 制度を訓令レベルで定め、平成21年 4月1日から施行した。</p>
担当課	法制室 コンプライアンス推進課																						
実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月																				
																							
	完了																						

項目	外部委員会からの提 言内容	改善策の内容／担当課／実 施時期	進 捗 状 況																		
		<p>②【職員のコンプライアンス意識の向上】</p> <p>・職員への損害賠償請求や刑罰規定等の周知等職員のコンプライアンス意識の向上を図るため、管理監督職員（特別職を含む）に対し、毎年度、倫理ハンドブック等による職員研修を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="550 875 964 1272"> <tr> <td data-bbox="550 875 613 1025">担当課</td> <td colspan="4" data-bbox="613 875 964 1025">コンプライアンス推進課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1025 613 1272" rowspan="3">実施時期</td> <td data-bbox="613 1025 707 1126">H20年 4月</td> <td data-bbox="707 1025 796 1126">H21年 9月</td> <td data-bbox="796 1025 885 1126">H21年 3月</td> <td data-bbox="885 1025 964 1126"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="613 1126 707 1196">➡</td> <td data-bbox="707 1126 796 1196">➡</td> <td data-bbox="796 1126 885 1196"></td> <td data-bbox="885 1126 964 1196"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="613 1196 707 1272">完了</td> <td data-bbox="707 1196 796 1272"></td> <td data-bbox="796 1196 885 1272"></td> <td data-bbox="885 1196 964 1272"></td> </tr> </table>	担当課	コンプライアンス推進課				実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月		➡	➡			完了				<p>コンプライアンスに関する研修を体系化し、「階層別、対象者別に開催する研修」として、新入職員、新任係長、課長代理等に対する公務員倫理研修を実施した。今後は、「全職員を対象にした継続的な研修」として、グループウェアを活用したシステムの構築を図るとともに、「個別の法令・事象に関する研修」として、行政対象暴力への対応研修等、研修課題の検討をめる。</p> <p>また、入札等の公正を害する行為に関与した職員は、国の懲戒処分の指針に準じて免職又は停職とすることを研修の機会等を通じて周知するとともに、倫理ハンドブックにもそのことを明記した。</p>
担当課	コンプライアンス推進課																				
実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月																		
	➡	➡																			
	完了																				
		<p>③【コンプライアンス体制の充実に向けた組織の新設】</p> <p>・公正な職務執行を確保するため、専任の課を新設し、コンプライアンス体制の強化を図る。</p> <table border="1" data-bbox="550 1675 964 2056"> <tr> <td data-bbox="550 1675 613 1825">担当課</td> <td colspan="4" data-bbox="613 1675 964 1825">行政経営改革課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1825 613 2056" rowspan="3">実施時期</td> <td data-bbox="613 1825 707 1926">H20年 4月</td> <td data-bbox="707 1825 796 1926">H21年 9月</td> <td data-bbox="796 1825 885 1926">H21年 3月</td> <td data-bbox="885 1825 964 1926"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="613 1926 707 1995">➡</td> <td data-bbox="707 1926 796 1995"></td> <td data-bbox="796 1926 885 1995"></td> <td data-bbox="885 1926 964 1995"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="613 1995 707 2056">完了</td> <td data-bbox="707 1995 796 2056"></td> <td data-bbox="796 1995 885 2056"></td> <td data-bbox="885 1995 964 2056"></td> </tr> </table>	担当課	行政経営改革課				実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月		➡				完了				<p>公正な職務の執行に対する支障を排除する観点から現行の事務執行体制の見直しを行い、公正な職務の執行総合的な推進を図るための新組織として、総務部にコンプライアンス推進課を設けた。</p>
担当課	行政経営改革課																				
実施時期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月																		
	➡																				
	完了																				

項目	外部委員会からの提 言内容	改善策の内容／担当課／実 施時期	進 捗 状 況											
		<p>④【コンプライアンスの考え 方・取り組みの公表（市の明 確な意思を公表）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ、広報、グル ープウェアの掲示板等を 通じて、市の法令遵守に対 する考え方を表明してい く。</li> </ul>	<p>職員向けのコンプライアンスに関連 した情報を掲載した「枚方市コンプ ライアンス通信」を平成20年8月に創 刊し、職員に対してコンプライアンス の考え方や取り組みを周知する仕組 みを整備した。</p> <p>また、市民へのコンプライアンスの考 え方・取り組みの表明に関しては、そ の方法・内容について引き続き検討を 加え、適宜実施していく。</p>											
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">担当 課</td> <td colspan="2">コンプライアンス推進課</td> </tr> <tr> <td>H20年 4月</td> <td>H21年 9月</td> </tr> </table>	担当 課	コンプライアンス推進課		H20年 4月	H21年 9月							
担当 課	コンプライアンス推進課													
	H20年 4月	H21年 9月												
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">実 施 時 期</td> <td>H20年 4月</td> <td>H21年 9月</td> <td>H21年 3月</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">継続実施</td> </tr> </table>	実 施 時 期	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月				継続実施				
実 施 時 期	H20年 4月	H21年 9月		H21年 3月										
														
継続実施														

## 第 2 清掃工場建設工事に係る談合事件に関する裁判における事実認定の要旨

業者間の談合について	<p>① 関西の建設業界においては、長年にわたり、建設工事の受注に関して受注調整が恒常的に行われており、受注を希望する特定の工事について、各社が営業活動等により落札するための「条件」を獲得し、業者間での話し合いによって、最も条件的に優位な建設会社が当該工事を落札する資格を有する「選手」になるというルールが確立していた。そして、この選手になるための条件としては、「天の声」は、その中で最も有利な条件とされていた。</p> <p>② 株式会社大林組は、平成 7 年末ころから、本件清掃工場の建設予定地の隣地を賃借するなどし、本件工事の受注に向けて準備していた。</p> <p>③ 平成 17 年 7 月に 1 回目の入札が行われたが、株式会社大林組は、その際の予定価格が社内での見積額を大きく下回っており、受注しても採算がとれないと判断したため、応札しないこととした。</p> <p>④ 平成 17 年 10 月の 2 回目の入札の際には、株式会社大林組の談合担当者は、鹿島建設株式会社の談合担当者及び佐藤工業株式会社の談合担当者に連絡をとり、株式会社大林組の決めた金額で入札するよう依頼した。</p> <p>⑤ 大林・浅沼 J V が本件工事を落札するにあたっては、株式会社大林組、株式会社浅沼組、鹿島建設株式会社及び佐藤工業株式会社の各談合担当者により、順次、同 J V の受注に向けた話し合いが行われており、かかる話し合いは、刑法 96 条の 3 第 2 項所定の「談合」に該当する。</p>
中司前市長の共謀について	<p>① 株式会社大林組は、メトロ会談〔平成 11 年 12 月末ころ、中司宏前市長（以下「前市長」という。）、初田豊三郎元市議会議員（以下「元市議」という。）、株式会社大林組の営業担当役員らが大阪市内にあるホテルメトロの会議室で行った会合〕以前の段階から本件清掃工場の建設工事の受注を目指していたことが窺われるが、発注者側の「天の声」が業者間の受注調整において最も有力な条件とされていること、株式会社大林組の営業担当者が、積極的に本件工事の受注に向けて動き出したのが、メトロ会談以後のことであること、株式会社大林組に本件工事を受注させるというメトロ会談における方針が、その後も維持され、最終的に、その方針どおりに株式会社大林組が本件工事を落札していることからすれば、前市長が参加して株式会社大林組による本件工事の受注を容認する発言をしたメトロ会談が本件談合に及ぼした影響はかなり大きなものがあったと認められる。</p> <p>② 株式会社大林組との間の直接的な窓口は、元市議及び元大阪府</p>

警察官（以下「元警察官」という。）であり、もっぱら兩名において、株式会社大林組に資料や情報を提供してはいるが、前市長が元市議及び元警察官と頻繁に接触し、本件工事の受注に関わる報告等を受けていたことなどに照らすと、それらは、前市長の意向に何ら反したものではなく、少なくともその包括的な了解の下に行われていたものと認められる。

- ③ また、業界の受注調整のルールに従えば、株式会社大林組にとって、一般的に入手可能な議会資料を、元市議の手を通じ、他の業者よりも一日でも早く入手することには十分な意味があったといえるし、その他の情報提供も、直接的な利益を株式会社大林組にもたらしたか否かは措くとしても、株式会社大林組が前記ルールに則って本件工事を受注しようとする意欲を確固たるものとする効果があったと解される。
- ④ そして、元市議が前市長の了解の下で談合捜査に詳しい現職であった元警察官を株式会社大林組の営業担当者に引き合わせたり、本件工事における実務の最高責任者である小堀隆恒前副市長（以下「前副市長」という。）を元警察官に引き合わせたりしたこともまた、本件談合を促進するかなり重要な要素であったというべきである。
- ⑤ さらに、プラントと建屋の工事ないし設計の分離発注に関しても、前市長と元市議が、2度にわたり元警察官を通じて枚方市幹部職員に働きかけたことは、検討会議及び検討委員会の組織構成や運営状況からして、それらの検討結果にまったく影響を及ぼし得なかったとは考えがたい。
- ⑥ 加えて、市政の最高責任者であった前市長としては、その職務上、同市発注の公共工事において不正行為が行われた場合には、それを市役所内外で問題化し、当該不正行為を極めて容易に阻止しうる立場にあったといえ、かかる行動を行わなかったこともまた、本件談合の成立推進に大きく寄与したといえる。
- ⑦ また、本件工事を株式会社大林組が落札することを前市長として容認することは、自己と政治的に対立関係にあった者に関わる建設業者を本件工事から排除することができるという点で、十分に意味を持つ行動であったといえ、前市長自身に本件談合を形成推進させる積極的動機もあったことが認められる。
- ⑧ 以上を総合すれば、前市長は、自己の犯罪として本件犯行に加担したものといえるから、本件談合の共謀共同正犯と認めることができる。

小堀前副市長の共謀について

前市長が前副市長に対して本件工事に関する情報を元市議や元警察官に提供するようにし向けたことや、かかる指示にしたがって

	<p>前副市長が当該情報を元市議や元警察官に提供したことがあったことなどは認められるが、①全証拠に照らしても、前副市長と前市長、元市議及び元警察官との間で、本件工事を株式会社大林組に落札させることについての具体的な謀議が行われた形跡はまったく窺われないこと、とりわけ、前副市長がメトロ会談における前市長ら関係者とのやりとりを具体的に知っていたことを示す証拠はなく、前副市長が、その際における前市長や元市議の意図を知り得たことを示す証拠も見当たらないこと、②本件談合に加担することが、前副市長自身に特段の利益をもたらすわけではないこと（なお、これに反する検察官の主張は採用しがたい。）などを考慮すると、本件において、前副市長が本件談合を共謀したことについて、検察官が合理的な疑いを超える程度に立証を尽くしているとは認められない。</p> <p>取調済みの全証拠によっても、前副市長が本件談合を共謀したと認定することはできず、本件公訴事実については犯罪の証明がないことになるから、刑事訴訟法336条により被告人に対し、無罪の言渡しをする。</p>
損害について	<p>本件における相当な損害額を検討すると、本件建屋工事の落札価格は55億6000万円（税込み58億3800万円）であるところ、株式会社大林組が本件入札前に算出した「ER原価」（入札段階において限界まで削減した工事原価の見積額）が55億円（税込み57億7500万円）とされており、これを基準とした粗利益率は約1%にとどまること、株式会社浅沼組が本件入札開札前に算出した「限界ネット」（一般管理費を含まない最低限度の工事原価）が50億3756万7975円であり、これに一般管理費として仮に5%を加えると、52億8944万6373円（税込み約55億5400万円）となること、株式会社浅沼組は、本件入札後に利益率を概算で6%と想定し、株式会社大林組との協議の結果、本件建屋工事全体で約2億円（約3.6%）の利益を確保して株式会社大林組から8000万円の利益分配を得る旨の事実上の約束を得ていること、株式会社大林組が検察庁に提出した回答書によれば、本件建屋工事の粗利益は2億4486万9948円（粗利益率4.35%）とされていることなどの点を指摘することができる。</p> <p>加えて、第2回目の入札に当たっても、予定価格を増額後の予算の枠内に収めるため、材料単価につき55%ないし60%という厳しい減額率を用い、さらに共通費を絞り込むなどして、工事価格の圧縮作業を行っていること、株式会社浅沼組の社員は、仮に本件入札がたたき合いになった場合、限界ネットに5～6%の粗利を乗せた52～53億円（税抜き）の金額で入札することとなる旨供述し、</p>

同じく株式会社浅沼組の社員は、仮に本件入札がたたき合いになった場合、粗利益として最低5%を確保するという一応の基準に基づき、限界ネットに5%を乗せた52億8000万円くらいで入札することになる旨供述していること、本件において、仮に本件談合がなければ本件建屋工事を赤字覚悟で入札する業者が現れるであろうというような事情は特に見当たらないことなど、本件に現れた一切の事情を総合考慮すると、本件談合により枚方市が被った損害（民事訴訟法248条による相当な損害額）は、本件契約の請負代金額の約5%に相当する3億円であると認めるのが相当である。

以上のとおり、本件談合により枚方市が被った損害額は3億円であると認めるのが相当であるところ、大林・浅沼JVは、本件契約書第47条1項に基づき、枚方市に対し、本件賠償金5億8380万円を支払済みであるから、過失相殺の可否等を検討するまでもなく、枚方市の損害は全額填補されているものと認められる。

したがって、枚方市が株式会社大林組、株式会社浅沼組、鹿島建設株式会社及び佐藤工業株式会社並びに前市長、元市議、前副市長らに対して不法行為（本件談合）に基づく損害賠償請求権を有しているとは認められない。



## 前市長の退職手当の返納について

## 1 前市長の退職手当の支給状況

期	在職期間	退職手当額	支給状況
1	平成7年5月1日 ～ 平成11年4月30日	25,920,000円	済
2	平成11年5月1日 ～ 平成15年4月30日	25,920,000円	済
3	平成15年5月1日 ～ 平成19年4月30日	25,920,000円	済
4	平成19年5月1日 ～ 平成19年9月10日	0円	不支給
合 計		77,760,000円	

## 2 返納請求額

## ＜返納対象＞

在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合において、当該在職期間について支給した退職手当の全額

〔2期分〕 25,920,000円

〔3期分〕 25,920,000円

【合 計】 51,840,000円

## ＜返納判断事由＞

## 〔2期分〕（前市長刑事裁判（大阪地裁）判決）

株式会社大林組は、メトロ会談（平成11年12月末ころに、中司、初田、株式会社大林組の営業担当役員らが大阪市内にあるホテルメトロの会議室で行った会合）以前の段階から本件清掃工場の建設工事の受注を目指していたことが窺われるが、発注者側の「天の声」が業者間の受注調整において最も有力な条件とされていること、株式会社大林組の営業担当者が、積極的に本件工事の受注に向けて動き出したのが、メトロ会談以後のことであること、株式会社大林組に本件工事を受注させるというメトロ会談における方針が、その後も維持され、最終的に、その方針どおりに株式会社大林組が本件工事を落札していることからすれば、枚方市長である中司が参加して株式会社大林組による本件工事の受注を容認する発言をしたメトロ会談が本件談合に及ぼした影響はかなり大きなものがあったと認められる。

## 〔3期分〕（前市長刑事裁判（大阪地裁）判決）

中司は、枚方市長であったものであるが、同市議会議員であった初田豊三郎、警察官として勤務する傍ら、かねて公共工事に関する情報等を建設業者に提供するなどしていた大阪府警察官、株式会社大林組の談合担当者、同社の営業担当者、株式会社浅沼組の談合担当者、佐藤工業株式会社大阪支店副支店長及び鹿島建設株式会社関西支店支店次長らと共謀の上、枚方市が平成17年11月10日に開札した「仮称第2清掃工場建設工事（土木建築工事）」の制限付き一般競争入札に、大林・浅沼共同企業体のほか、佐藤工業株式会社大阪支店及び鹿島建設株式会社関西支店が参加するに際し、公正な価格を害する目的で、同年10月20日ころから同年11月

10 日ころまでの間、大阪府下又はその周辺において、大林・浅沼共同企業体に同工事を落札させることで合意するとともに、そのころ、佐藤工業株式会社大阪支店及び鹿島建設株式会社関西支店のそれぞれの入札金額を大林・浅沼共同企業体の入札金額を超える金額とする旨の協定をし、もって、入札の公正な価格を害する目的で談合したものである。

### 3 今後、必要な手続

#### (1) 前市長への聴聞の実施

##### <根拠規定>

- ・ 市長等の退職手当に関する条例第 7 条
- ・ 枚方市職員の退職手当に関する条例第 15 条第 4 項及び第 5 項（枚方市行政手続条例第 3 章第 2 節を準用）

#### (2) 枚方市退職手当審査会への諮問

##### <根拠規定>

- ・ 市長等の退職手当に関する条例第 7 条
- ・ 枚方市職員の退職手当に関する条例第 18 条第 1 項

##### <枚方市退職手当審査会>

〔構成〕 5 人以内

〔選任区分〕 (1) 公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関して高い識見を有し、公正な判断をすることができる者

<分野>①法律・争訟・・・弁護士

②行政法・労働法・・・大学教授等の学識経験者

(2) 前号に掲げる者のほか、当該審査に関し市長が適当と認める者

<分野>公認会計士、税理士

〔任期〕 答申の日まで

#### (3) 前市長への返納命令

##### <根拠規定>

- ・ 市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例第 3 条

※同特別措置条例については、市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 19 年枚方市条例第 45 号）附則第 2 条第 1 項第 2 号で廃止されるが、同条第 2 項で既に支給された市長の退職手当については、なお効力を有するとされる。

## &lt;関係規定&gt;

## ◎3 (1) 関係

- ・市長等の退職手当に関する条例第7条

(支給方法)

第7条 この条例に定めるもののほか、市長等の退職手当の支給方法については、一般職の職員の例による。

- ・枚方市職員の退職手当に関する条例第15条第4項及び第5項（枚方市行政手続条例第3章第2節を準用）

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 [略]

2・3 [略]

4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 枚方市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 [略]

## ◎3 (2) 関係

- ・市長等の退職手当に関する条例第7条

(支給方法)

第7条 この条例に定めるもののほか、市長等の退職手当の支給方法については、一般職の職員の例による。

- ・枚方市職員の退職手当に関する条例第18条第1項

(審査会への諮問)

第18条 退職手当管理機関は、第14条第1項第3号若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、枚方市退職手当審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

## ◎3 (3) 関係

- ・市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例第3条

(退職手当の返納)

第3条 市長等の退職手当に関する条例の規定にかかわらず、市長に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該在職期間について支給したその者の退職手当の全額を返納させることができる。

- ・市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成19年枚方市条例第45号）  
附則第2条第2項

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 市長の給与に関する特別措置条例（平成19年枚方市条例第28号）

(2) 市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例（平成19年枚方市条例第29号）

2 この条例による廃止前の市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例（以下「旧条例」という。）の規定の適用の対象となった市長の給料及び地域手当並びに退職手当の取扱いについては、旧条例は、この条例の施行後も、なお効力を有する。